

○壬生町壬力UPボランティア活動支援事業補助金交付要綱

平成29年3月28日

告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民活動の活性化を図り、住民協働のまちづくりを推進することを目的に、町民活動団体自らが企画実施する事業に要する経費の一部を町が支援する壬生町壬力UPボランティア活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、壬生町補助金等交付規則（昭和50年壬生町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、壬生町町民活動支援センターに登録している団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる登録団体は対象外とする。

- (1) 町内自治会及び自治会内において組織された団体
- (2) 会則又は規約を有しない団体
- (3) 町から補助金等の財政支援を受けている団体
- (4) 会員が5人以下の団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、登録団体が町内において主体的に実施する事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域課題の発見及び解決を目的に取り組む事業
- (2) 町が取り組む施策及び事業を協働により取り組むことで、さらに効果を高めることが期待できる事業
- (3) 本町の魅力をPRするとともに、新たな魅力の発見及び発掘に関する事業
- (4) その他町長が認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 政治、宗教及び営利を目的とするもの
- (2) 公の秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 調査又は研究のみを目的とするもの
- (4) 補助金の交付を受ける年度において、類似する補助金等の交付を受けているもの
- (5) その他町長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金額及び上限額)

第5条 補助金の額は、1登録団体あたり、100,000円を上限とし、予算の範囲以内とする。

(交付の制限)

第6条 補助金の交付は、当該年度、1登録団体につき1事業とする。

2 同一の登録団体による同一事業に対する補助金の交付は、2回を限度とする。

(補助対象事業の募集)

第7条 補助対象事業は、町が定める募集要項により募集するものとする。

(補助対象事業の応募)

第8条 前条の募集に応募しようとする登録団体（以下「応募団体」という。）

は、前条の募集要項で定めた期間内に、壬力UPボランティア活動支援事業応募申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

(1) 壬力UPボランティア活動支援事業計画書（様式第2号）

(2) 壬力UPボランティア活動支援事業収支予算書（様式第3号）

(3) 壬生町町民活動支援センター登録証の写し

(補助対象事業の選考等)

第9条 前条の規定による応募に対する審査については、壬生町町民活動支援センター設置及び管理条例施行規則（平成25年壬生町規則第28号）第9条で規定する町民活動支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）で審査するものとする。

2 補助対象事業の選考に係る審査に関し必要な事項は、町長が別に定める。

3 町長は、第1項の規定による委員会の審査結果を受け、補助金を交付することが適当であると認めたときは、壬力UPボランティア活動支援事業選考結果通知書（様式第4号）により、当該応募団体にその旨を通知しなければならない。

(補助金の交付申請等)

第10条 前条第3項の規定による通知を受けた応募団体は、規則の規定により、交付申請、実績報告等の手続きをしなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

制定文 抄

平成29年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	経費の種類
報償費	講師、専門家への謝礼
旅費	交通費
消耗品費	1品につき1万円未満のものに限る
印刷製本費	チラシ、ポスター等

食糧費	講師等の食事代等賄いに限る
通信運搬費	郵便料等
保険料	行事に掛ける場合に限る
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具等の借上料等
研修費	研修会・講座参加負担金等
備品購入費	補助対象事業に不可欠とされるものに限る
その他の経費	町長が特に必要かつ適当と認めた経費

備考 応募団体の運営に関する経費は補助対象とはしない。

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）